

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 薬機法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。  
(別表第1関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第  
160号  
滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 議第160号

### 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

---

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第5号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 診療等</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 医師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、または処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>8～22 省略</p> <p>別表第2 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 診療等</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 医師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、または処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>8～22 省略</p> <p>別表第2 省略</p>